

【教員の研修】

- 教員は、教育を受ける子どもたちの人格の完成を目指し、その成長を促すという重要な職責を担っている高度な専門職であり、学校教育の成否は、教員の資質によるところが大変大きい。
- 教員は絶えず研究と修養に励むことが定められているとおり、教員に求められるのは、時代の背景や要請を踏まえ、自らが子どもたちの道標となるべく、常に学び続け、資質向上を図り続ける。

研 修

1 教員研修に関わる法令

- 教員研修は、教育基本法及び教育公務員特例法などの関係法令に基づいて実施します。

○教育基本法（平成18年法律第120号）

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第22条の4 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定めるものとする。

2 北海道教職員研修計画（研修体系）

- 道教委では、本道の教員等一人一人が資質能力を着実に高めていくことができるよう、「北海道教職員研修計画」を策定しています。
- 「令和5年度（2023年度）北海道教職員研修計画」の概要を掲載します。

2 北海道教職員研修計画（研修体系）

北海道教職員研修計画の概要

北海道教職員研修計画では、教職員一人一人が自身の資質能力の向上に向け、主体的に学びを深める理想の姿として、「北海道が目指す教職員の学びの姿」を示しています。

【北海道が目指す教職員の学びの姿】

全ての子どもたちの可能性を引き出すために、教職員一人一人が教職としての知識技能を自ら求め、実践を積み重ねながら、互いに学び合う「生き生きとした学び」の実現

2 北海道教職員研修計画（研修体系）

また、次の基本方針に基づく取組を通して、その実現を目指します。

基本方針 1

全ての教職員が経験年数や専門性等に応じた資質能力を高めることができる研修体系の整備

- ・初任・中堅・ベテラン・管理職などの教職段階や職位、専門性に応じた体系的な基本研修の実施
- ・教育に関わる今日的な動向や本道の教育課題の解決に資する教育課題研修や本道・各地域の中核人材を育成するための専門研修の実施

基本方針 2

研修履歴記録を活用した受講奨励の仕組みの構築による教職員の主体的な学びの促進

- ・教員等が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱みなどを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくための「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」の仕組みの構築

2 北海道教職員研修計画（研修体系）

基本方針 3

教職員一人一人や学校のニーズに対応した講座・コンテンツの提供による個別最適な学びの充実

- ・教職員一人一人や各学校の研修ニーズに的確に対応するため、多様で質の高い研修講座や研修教材の提供
- ・オンラインを活用した効果的・効率的な研修方法の工夫
- ・研修講座や研修教材に係る情報提供の充実

基本方針 4

日常の教育活動の充実につながる協議・演習、研修実施形態の工夫による協働的な学びの充実

- ・学校における日常の教育活動に直接生きる資質能力を高めることができる研修講座・研修教材における協議・演習、研修実施形態の工夫

2 北海道教職員研修計画（研修体系）

基本方針 5

教職の高度化に対応する人材を着実に育成するための大学等との連携・協働

- ・教職の高度化に対応する資質能力を育成するための研修講座の開設や研修教材の開発
- ・学校管理職や指導主事等の戦略的な育成

3 初任段階教員研修の全体像

- 道教委では、各教員等が、キャリアステージに応じた「基本研修」を実施しています。
- 採用1年次から5年次に至る初任段階教員として必要な次の資質能力の育成・向上を目指す初任段階教員研修について紹介します。

【初任段階教員において重点的に育成・向上を目指す資質能力（教員育成指標に示す内容）】

- ・「教育的愛情」
- ・「使命感や責任感・倫理観」
- ・「子ども理解力」
- ・「実践的指導力」（「授業力」「生徒指導・進路指導力」）
- ・「コミュニケーション能力」

研 修

3 初任段階教員研修の全体像

年次	道教委計画研修		学校計画研修	
	目的	日数	目的	日数
1年次	教育公務員特例法第23条に基づき、当該教諭等に対し、初任段階教員として必要な資質能力の育成・向上が図られるよう、講義や協議、演習等を通じて、採用の日から1年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を行う。	4日間 オンデマンド形式 遠隔形式 遠隔又は集合形式 I期 2日 II期 2日	採用の日から4年間、道教委計画研修との関連を重視し、各学校において、初任段階の教諭の職務遂行に必要な事項に関する実務的・実践的な内容について研修を行う。	150時間以上
2年次	当該教諭等に対し、初任段階教員として必要な資質能力の育成・向上が図られるよう、学校視察等を通じて、学習指導や学級経営等に関する実践的な研修を行う。	0.5日間 学校視察等 0.5日		30時間以上

研 修

3 初任段階教員研修の全体像

3 年次	当該教諭等に対し、初任段階教員として必要な資質能力の育成・向上が図られるよう、講話や協議等を通じて、キャリア教育や地域等との連携等に関する実践的な研修を行う。	1日間 オンデマンド形式 0.5日 遠隔又は集合形式 0.5日	30時間 以上
4 年次	当該教諭等に対し、初任段階教員として必要な資質能力の育成・向上が図られるよう、講義や協議、演習等を通じて、学習指導や生徒指導等に関する実践的な研修を行う。	2日間 オンデマンド形式 0.5日 遠隔形式 1.5日	20時間 以上
5 年次	当該教諭等に対し、初任段階教員として必要な資質能力の育成・向上が図られるよう、講義や協議、演習等を通じて、教科指導や生徒指導等に関する実践的指導力の向上を図る研修を行う。	3日間 オンデマンド形式 2.5日 遠隔形式 0.5日	

研修

4 新たな研修制度

【北海道教職員研修計画】

令和5年度（2023年度）
北海道教職員研修計画

令和5年（2023年）3月
北海道教育委員会



【研修Linkナビ】

先生と学びをつなぐサポートツール「研修Linkナビ」

ページURL: 「研修Linkナビ」 令和5年5月

子どもたちにとって、学習は最大の成長機会です。「研修Linkナビ」は、子どもたちのために学び続ける先生らが、自らの学習能力を高めていくために必要な研修を考え、選択することができるサポートツールです。3つのLinkを活用して、必要な教員研修を選択し、自律的・自主的に研修に取り組みましょう。

「研修Linkナビ」 令和5年5月

初めて教壇に立たれる先生 (PDF: 935KB)

研修Linkナビ (幼児教育施設) (PDF: 933KB)

研修Linkナビ (小・中学校、義務教育学校) (PDF: 940KB)

研修Linkナビ (高等学校) (PDF: 952KB)

研修Linkナビ (特別支援学校) (PDF: 946KB)

[Link1のページ](#)

[Link2のページ](#)

[Link3のページ](#)



【対話に基づく受講奨励の手引】

校長による教員等との 対話に基づく受講奨励の手引

道教委では、各学校における「校長による教員等への『対話に基づく受講奨励』」の参考としていただくため、道内の学校における人材育成の取組の成果を基に、受講奨励のポイントを取りまとめ、本手引を作成しました。
対話に基づく受講奨励や校内研修等において、本手引を参照し、教員等の主体性を尊重した個別最適な学び・協働的な学びの充実に向けたく取組を推進してください。

- Point 1** 学校全体で、「教員としての学びの姿」や「対話に基づく受講奨励」の目的について、共通理解を回しましょう。 P.1
- Point 2** 受講奨励は、校長を責任者とし、学校の状況に応じて、役割を分担しながら組織的に行いましょう。 P.1
- Point 3** 受講奨励は、実務時期や活用する資料を工夫して、効果的・効率的に行いましょう。 P.2
- Point 4** 校長と教員等が、対話におけるそれぞれの視点を理解し、対話の効果を高めましょう。 P.3
- 実践例** 「学びのPDCAサイクル」を確立するために、道教委のサポートツールを活用してみませんか。 P.4
- Q&A** ・新たな教員の学びの姿
・新たな研修制度
・対話に基づく受講奨励 等 P.5

北海道教育委員会

